

自立訓練（生活訓練）に要する費用の額の算定方法

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第12 自立訓練(生活訓練)</p> <p>1 生活訓練サービス費(1日につき)</p> <p>イ 生活訓練サービス費(I)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>利用定員が20人以下</u> 748単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>利用定員が21人以上40人以下</u> 668単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>利用定員が41人以上60人以下</u> 635単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) <u>利用定員が61人以上80人以下</u> 609単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) <u>利用定員が81人以上</u> 572単位</p> <p>ロ 生活訓練サービス費(II)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 所要時間1時間未満の場合 <u>254単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 所要時間1時間以上の場合 <u>584単位</u></p> <p>ハ 生活訓練サービス費(III)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 利用期間が<u>2年間以内</u>の場合 270単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 利用期間が<u>2年間</u>を超える場合 162単位</p> <p>ニ 基準該当生活訓練サービス費 <u>748単位</u></p> <p>注1 イについては、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設等(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」という。)において、指定障害福祉サービス基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。))を除く。)、指定障害者支援施設が</p>	<p>第12 自立訓練(生活訓練)</p> <p>1 生活訓練サービス費(1日につき)</p> <p>イ 生活訓練サービス費(I)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>利用定員が40人以下</u> 668単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>利用定員が41人以上60人以下</u> 635単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>利用定員が61人以上80人以下</u> 609単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) <u>利用定員が81人以上</u> 572単位</p> <p>ロ 生活訓練サービス費(II)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 所要時間1時間未満の場合 <u>187単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 所要時間1時間以上の場合 <u>280単位</u></p> <p>ハ 生活訓練サービス費(III)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 利用期間が<u>1年間以内</u>の場合 270単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 利用期間が<u>1年間</u>を超える場合 162単位</p> <p>ニ 基準該当生活訓練サービス費 <u>668単位</u></p> <p>注1 イについては、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設等(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」という。)において、指定障害福祉サービス基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。))を除く。)、指定障害者支援施設が行</p>

行う自立訓練(生活訓練)(規則第6条の6第2号に掲げる自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練(生活訓練)(以下「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 2 ロについては、指定障害福祉サービス基準第166条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、訪問を開始した日から起算して180日間ごとに50回かつ月14回を限度として、自立訓練(生活訓練)計画(指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する自立訓練(生活訓練)計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「自立訓練(生活訓練)計画等」という。)に位置付けられた内容の指定自立訓練(生活訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 3 ハについては、指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 4 ニについては、指定障害福祉サービス基準第172条に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)事業者が基準該当自立訓練(生活訓練)(同条に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)を行う事業所において、基準該当自立訓

う自立訓練(生活訓練)(規則第6条の6第2号に掲げる自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練(生活訓練)(以下「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 2 ロについては、指定障害福祉サービス基準第166条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、週2回を限度として、自立訓練(生活訓練)計画(指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する自立訓練(生活訓練)計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「自立訓練(生活訓練)計画等」という。)に位置付けられた内容の指定自立訓練(生活訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 3 ハについては、指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 4 ニについては、指定障害福祉サービス基準第172条に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)事業者が基準該当自立訓練(生活訓練)(同条に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)を行う事業所において、基準該当自立訓

練(生活訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

5 イからハまでに掲げる生活訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては次の(3)に該当する場合に、ハについては次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合 100分の95

(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓練(生活訓練)等の利用者(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が規則第6条の6第2号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95

6 利用者が自立訓練(生活訓練)以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、生活訓練サービス費は、算定しない。

1の2 福祉専門職員配置等加算

練(生活訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

5 イからハまでに掲げる生活訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては次の(3)に該当する場合に、ハについては次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合 100分の95

(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓練(生活訓練)等の利用者(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が規則第6条の6第2号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95

6 利用者が自立訓練(生活訓練)以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、生活訓練サービス費は、算定しない。

イ 福祉専門職員配置等加算(I)

ロ 福祉専門職員配置等加算(II)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号若しくは指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により置くべき生活支援員又は指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号の規定により置くべき地域移行支援員（以下注2において「生活支援員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき10単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき7単位を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に1日につき6単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に1日につき4単位を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

(1) 生活支援員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

1の3 地域移行支援体制強化加算 55単位

注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号に掲げる地域移行支援員の配置について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、所定単位数を加算する。

※別に厚生労働大臣が定める施設基準は次のとおり。

① 地域移行支援員について、宿泊型自立訓練の利用者の数を15で除して得た数以上配置していること。

② ①の地域移行支援員のうち1人以上は常勤であること。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定自立訓練(生活訓練)等の利用者(1のイに規定する生活訓練サービス費(1)が算定されている利用者に限る。以下この注において同じ。)の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定自立訓練(生活訓練)等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練(生活訓練)等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定自立訓練(生活訓練)等の利用者(1のイに規定する生活訓練サービス費(1)が算定されている利用者に限る。以下この注において同じ。)の数が15以上(指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓練(生活訓練)等の利用者の数が51以上である場合にあっては、当該指定自立訓練(生活訓練)等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上)であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、視覚障害者等の数を30で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(削除)

3 初期加算 30単位

注 指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、当該指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

4 欠席時対応加算 94単位

注 指定自立訓練(生活訓練)事業所等において指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練(生活訓練)等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定自立訓練(生活訓練)等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第166条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

4の2 医療連携体制加算

3 新事業移行時特別加算 48単位

注 特定旧法指定施設である指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設において、指定自立訓練(生活訓練)又は指定障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービスを行った場合に、平成21年3月31日までの間、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設に係る指定を受けた日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

4 初期加算 30単位

注 指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、当該指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 医療連携体制加算(I) 500単位

ロ 医療連携体制加算(II) 250単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者(1のイに規定する生活訓練サービス費(I)が算定されている利用者に限る。以下この注及び注2において同じ。)に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

5 短期滞在加算

イ 短期滞在加算(I) 180単位

ロ 短期滞在加算(II) 115単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等が、利用者(1のハの生活訓練サービス費(III))を受けている者を除く。)に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上するための支援その他の必要な支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

5の2 日中支援加算 270単位

注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が

5 短期滞在加算

イ 短期滞在加算(I) 180単位

ロ 短期滞在加算(II) 115単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等が、利用者(1のハの生活訓練サービス費(III))を受けている者を除く。)に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上するための支援その他の必要な支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは通所による旧法施設支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福祉サービスを利用又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5の3 通勤者生活支援加算 18単位

注 指定宿泊型自立訓練の利用者のうち100分の70以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5の4 入院時支援特別加算

イ 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が3日以上7日未満の場合
561単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,12
2単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院又は診療所（当該宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。以下この注及び5の5において同じ。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓

練) 事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5の5 長期入院時支援特別加算 76単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院又は診療所への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。）について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、5の4の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

5の6 帰宅時支援加算

イ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が3日以上7日未満の場合 187単位

ロ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が7日以上の場合 374単位

注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき家族等の居宅等において外泊（指定共同生活介護及び

第16の1の注1に規定する指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。5の7において同じ。）した場合には、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5の7 長期帰宅時支援加算 25単位

注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する（継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。）。ただし、5の6の帰宅時支援加算が算定される月は、算定しない。

5の8 地域移行加算 500単位

注 利用期間が1月を超えると見込まれる指定宿泊型自立訓練の利用者（利用期間が2年を超える者を除く。）の退所に先立って、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、利用中1回を限度として、所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあつては、加算しない。

5の9 地域生活移行個別支援特別加算 670単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（生活訓練）計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあつては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

※別に厚生労働大臣が定める施設基準は以下のとおり。

- 1 ①社会福祉士、②精神保健福祉士のいずれかの資格を有する職員を、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき生活支援員に加え、1人以上配置していること。
- 2 医療観察法に基づく通院中の者及び刑務所から出所した障害者等の支援に関する研修を年1回以上行っていること。
- 3 保護観察所、指定医療機関、精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整っていること。

※別に厚生労働大臣が定める者は以下のとおり。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年7月16日法律第110号）第42条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けさせる旨の決定があつた日から

起算して3年を経過していない者、刑務所からの出所に伴い障害者等の地域生活の定着支援を目的とした機関からの受入依頼を受けた者であって3年を経過していない者又はこれに準ずる者。

※支給決定通知において、当該加算の対象者については、「長期入院していたその他これに類する事由のある障害者」として3年間の標準利用期間がある旨記載した上で、加算算定期間について、3年間（他の宿泊型自立訓練を実施する指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定共同生活介護事業所、指定障害者支援施設及び指定共同生活援助事業所において本加算を算定した期間を除く。）を基本とすることを通知で記載。

※ 当該加算が算定される場合については、特別な支援に対応した個別支援計画を作成するに当たり、日中活動における支援も踏まえて作成するとともに、日中活動事業所からの要請により支援に協力することとする。

6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 食事提供体制加算

イ 食事提供体制加算(I) 68単位

ロ 食事提供体制加算(II) 42単位

6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 食事提供体制加算

イ 食事提供体制加算(I) 68単位

ロ 食事提供体制加算(II) 42単位

注1 イについては、低所得者等(5の短期滞在加算が算定される者のうち、継続的に居室の提供を受ける者以外のものに限る。)に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等であって自立訓練(生活訓練)計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(注1に規定する利用者以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。)又は低所得者等である基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 精神障害者退院支援施設加算

イ 精神障害者退院支援施設加算(I) 180単位

ロ 精神障害者退院支援施設加算(II) 115単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院(精神科病院以外の病院で精

注1 イについては、低所得者等(5の短期滞在加算が算定される者のうち、継続的に居室の提供を受ける者以外のものに限る。)に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等であって自立訓練(生活訓練)計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(注1に規定する利用者以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。)又は低所得者等である基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所において、食事の提供を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 精神障害者退院支援施設加算

イ 精神障害者退院支援施設加算(I) 180単位

ロ 精神障害者退院支援施設加算(II) 115単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院(精神科病院以外の病院で精

神病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び第13の9において同じ。)が設けられているものを含む。以下同じ。)の精神病床を転換して指定自立訓練(生活訓練)又は第13の1の注1に規定する指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は第13の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所であって、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所(第13の9の注において「精神障害者退院支援施設」という。)である指定自立訓練(生活訓練)事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

神病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び第13の9において同じ。)が設けられているものを含む。以下同じ。)の精神病床を転換して指定自立訓練(生活訓練)又は第13の1の注1に規定する指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は第13の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所であって、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所(第13の9の注において「精神障害者退院支援施設」という。)である指定自立訓練(生活訓練)事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。